

# 官民境界確定図



与点の座標

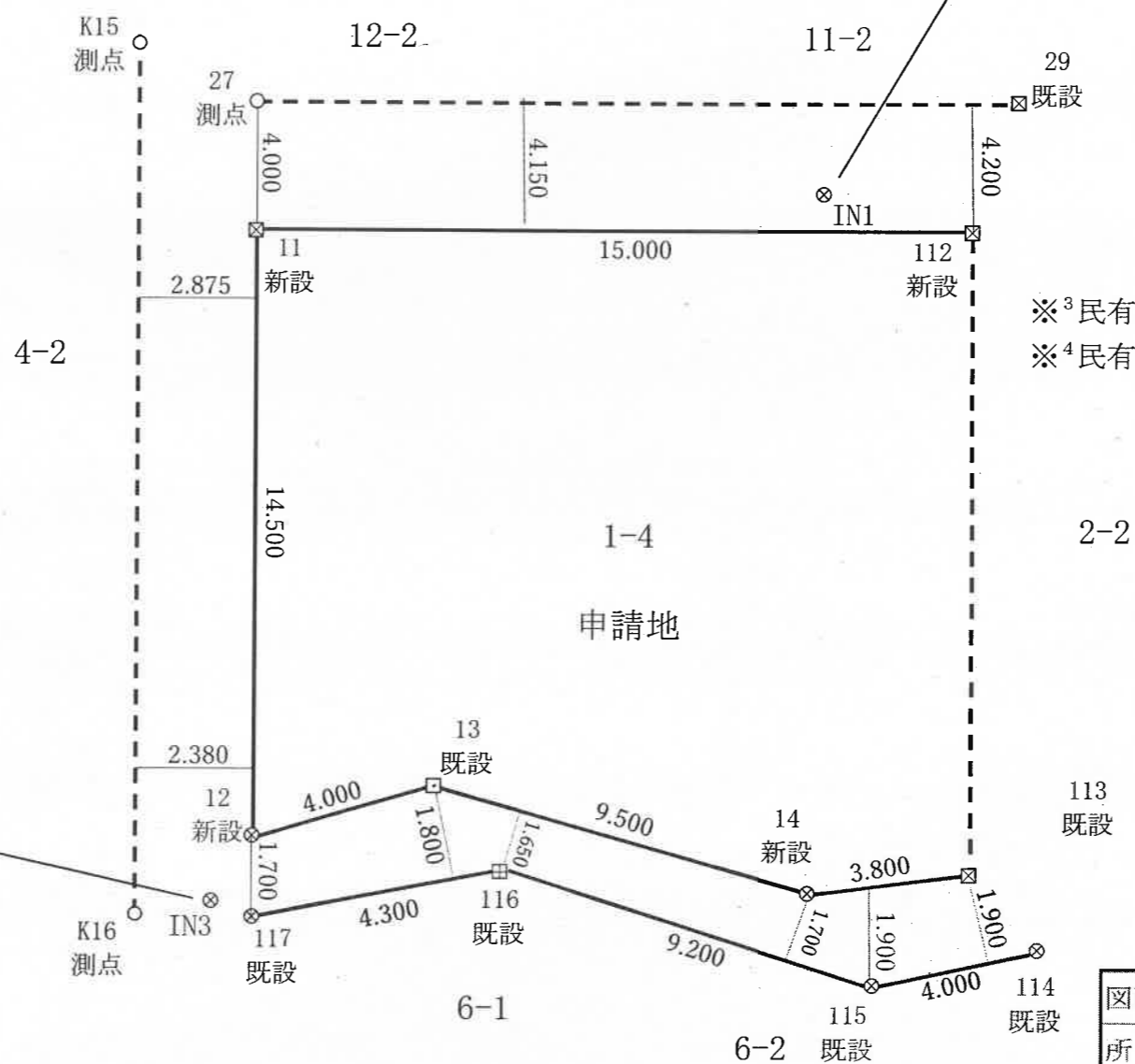
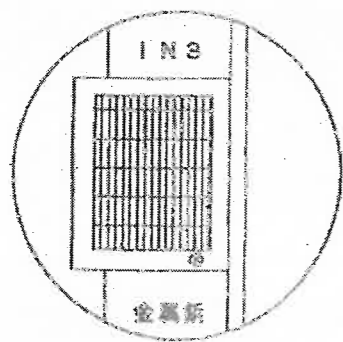
点名	X	Y
11	-130130.828	4808.783
12	-130222.959	4787.674
13	-130220.100	4812.081
14	-130244.947	4870.130
K15	-130124.179	4799.026
K16	-130215.898	4780.531
27	-130122.615	4811.006
29	-130145.335	4811.749
112	-130150.398	4914.986
113	-130240.769	4895.196
114	-130250.884	4894.537
115	-130254.402	4869.690
116	-130227.137	4809.882
117	-130231.095	4787.014

※<sup>5</sup> 対側地の境界確認を省略(幅員4m以上)、又は不調となった境界線は破線とする

※<sup>1</sup> 街区基準点や国交省、三角基準点等の場合にはその杭のNo.点を記載する  
 ※<sup>2</sup> 引照点現況図は世界測地系座標の場合には省略が可能、任意座標の場合にはできる限り記載する

※<sup>3</sup> 私有地境界の距離は記載しない(道路境界は距離を記載)  
 ※<sup>4</sup> 私有地境界は確定していても破線とする

※<sup>8</sup> 私有地についての座標値は記載しない



境界点	境界線の種類
田	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
⊞	金属プレート
⊗	金属板
○	木杭
①	刻印(キザミ)
○	計算点
△	トラバース点
●	観測点(マーキング)

引照点の座標一覧

点名	X	Y	種別
IN1	-130146.879	4903.112	金属板(道路側溝)
IN3	-130216.143	4785.255	金属板(集水樹)
12	-130222.959	4787.674	プラスチック杭

※<sup>6</sup> 境界杭NO.点のほか、既設・新設等の杭情報を記載する

※<sup>7</sup> 道路境界に対して垂直方向で道路幅員記載する  
 一路線につき、最小幅員、最大幅員は必須とする

図面の種類	官民境界確定図	
所在	蒲郡市〇〇町〇番〇	
座標系	世界測地VII系座標	縮尺 250分の1
作成年月日	年 月 日	
確認(立会)日	年 月 日	
及び受付番号	—	
作成者	〇〇事務所 土地家屋調査士 〇〇〇〇 蒲郡市〇〇町〇番地 TEL 0533-00-0000	